

(地方法人税法の一部改正)

第四条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
 - 第二章 課税標準(第九条)
 - 第三章 税額の計算(第十条―第十五条)
 - 第四章 申告、納付及び還付等
 - 第一節 中間申告(第十六条―第十八条)
 - 第二節 確定申告(第十九条・第十九条の二)
 - 第二節の二 電子情報処理組織による申告の特例(第十九条の三・第十九条の四)
 - 第三節 納付(第二十条・第二十一条)
 - 第四節 還付(第二十二条―第二十三条)
 - 第五節 更正の請求の特例その他(第二十四条―第二十九条)
 - 第五章 雑則(第三十条―第三十二条)
 - 第六章 罰則(第三十三条―第三十七条)
- 附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 五 省 略
- 六 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。
- 七 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。
- 八 通算法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。
- 九 通算完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。
- 十 省 略

目次

- 第一章 同上
 - 第二章 同上
 - 第三章 同上
 - 第四章 同上
 - 第一節 同上
 - 第二節 確定申告(第十九条)
 - 第二節の二 電子情報処理組織による申告の特例(第十九条の二・第十九条の三)
 - 第三節 同上
 - 第四節 還付(第二十二条・第二十三条)
 - 第五節 同上
 - 第五章 同上
 - 第六章 同上
- 附則

(定義)

第二条 同 上

- 一 五 同 上
- 六 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。
- 七 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。
- 八 連結法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。
- 九 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。
- 十 同 上

十一 省略

十二 省略

十三 省略

十四 省略

十五 省略

十六 省略

十七 省略

十八 省略

十九 省略

二十 省略

二十一 省略

二十二 省略

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人与みなして、この法律(第十九条の三及び第六章を除く。)の規定を適用する。

2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(次条、第八条及び第六章を除く。)の規定を適用する。
3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(基準法人税額)

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一・二 省略

十一 同上

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 同上

十七 同上

十八 同上

十九 同上

二十 同上

二十一 同上

二十二 同上

二十三 同上

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人与みなして、この法律(第十九条の二及び第六章を除く。)の規定を適用する。

2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(次条、第八条及び第六章を除く。)の規定を適用する。
3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(基準法人税額)

第六条 同上

一・二 同上

三 法人税法第三十二条に規定する連結確定申告書を提出すべき連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年

三 法人税法第二条第三十三号に規定する退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

(税率)

第十条 省 略

2 前項の場合において、法人の各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、前項の課税標準法人税額は、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額とする。

(特定同族会社の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)

第十一条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額（以下この章において「所得地方法人税額」という。）は、前条及び次条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により計算した所得地方法人税額に、同法第六十七条第一項に規定する合計額に百分の十・三を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(外国税額の控除)

第十二条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、地方法人税控除限度額（第十条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の所得地方法人税額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。第四項において同じ。））に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方

度の連結所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

四 法人税法第二条第三十四号に規定する退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

(税率)

第十条 同 上

2 前項の場合において、法人の各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項の規定により加算された金額がある場合には、前項の課税標準法人税額は、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額とする。

(特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)

第十一条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項の規定の適用を受ける場合には、第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額（以下この章において「所得地方法人税額」という。）は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、同法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項に規定する合計額に百分の十・三を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(外国税額の控除)

第十二条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第十条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の所得地方法人税額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

人税額から控除する。

2| 省 略

3| 法人税法第六十九条第十三項の規定は第一項の規定を適用する場合に
ついて、同法第四百四十四条の二第九項の規定は前項の規定を適用する場
合について、それぞれ準用する。

4| 通算法人の第一項の各課税事業年度(当該通算法人に係る通算親法人
の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「
通算課税事業年度」という。)の第一項の地方法人税控除限度額は、当
該通算法人の当該通算課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した
所得地方法人税額及び当該通算課税事業年度終了の日において当該通算
法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終
了する各課税事業年度の同条の規定を適用して計算した所得地方法人税
額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算課税事業年度の国外所得金
額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

5| 第一項の規定を適用する場合において、通算法人の同項の各課税事業
年度(当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了す

2| 連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一
項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関
係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度
において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当
該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額が当該連
結親法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は
当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する個別控除対象外国
法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額
を超えるときは、当該課税事業年度の地方法人税控除限度額で当該連結
親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところ
により計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度
の所得地方法人税額から控除する。

3| 同 上

4| 第二項に規定する地方法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事
業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額のうち当該
課税事業年度の連結国外所得金額(法人税法第八十一条の十五第一項に
規定する連結国外所得金額をいう。)に対応するものとして政令で定め
るところにより計算した金額をいう。

5| 法人税法第六十九条第十四項の規定は第一項の規定を適用する場合に
ついて、同法第四百四十四条の二第九項の規定は第三項の規定を適用する
場合について、それぞれ準用する。

るものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する課税事業年度、残余財産の確定の日の属する課税事業年度及び公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなった日の前日の属する課税事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用課税事業年度」という。）の税額控除額（当該適用課税事業年度における第一項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

6 前項の通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 通算法人又は当該通算法人の適用課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 法人税法第六十九条第十六項（第三号に係る部分を除く。）の規定の適用がある場合

7 通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。以下第十項までにおいて同じ。）の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度開始の前日に開始した各課税事業年度で第五項の規定の適用を受けた課税事業年度をいう。以下この項及び第十項において同じ。）における税額控除額（当該対象課税事業年度開始の前日に開始した各課税事業年度（以下この項において「対象前各課税事業年度」という。）において当該過去適用課税事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方

法人税額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用課税事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第九項及び第十項において同じ。）を当該対象課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

8 通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象課税事業年度の所得地方法人税額は、第十条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第十項において同じ。）を加算した金額とする。

9 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

10 前項の通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額

相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 対象課税事業年度において第七項の規定により所得地方法人税額から控除した税額控除不足額相当額又は第八項の規定により所得地方法人税額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

三 法人税法第六十九条第二十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

11) 第七項及び第八項の規定は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	
<p>の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度</p>	<p>が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>
<p>税額控除額（当該対象課税事業年度</p>	<p>税額控除額（当該最終課税事業年度</p>
<p>超える場合には</p>	<p>超えるときは</p>
<p>を当該対象課税事業年度</p>	<p>を当該最終課税事業年度</p>

第八項	
の対象課税事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

12 第七項及び第八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七項	
の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
税額控除額（当該対象課税事業年度	税額控除額（当該最終課税事業年度
超える場合には	超えるときは
を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
の対象課税事業年度にお	が公益法人等に該当すること

いて	となつた場合において、その該当することとなつた日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

13] 第一項及び第二項の規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書（次項及び第十五項において「申告書等」という。）に控除対象外国法人税等の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第一百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受けるべき金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

14] 第七項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、申告書等に第七項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

15] 第八項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。）は、申告書等に第八項の規定により所得地方法人税額に加算されるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

6] 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に控除対象外国法人税等の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額、同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は同法第一百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）、第一項から第三項までの規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

(分配時調整外国税相当額の控除)
第十二条の二 省略

2| 省略
3| 省略
4| 省略

4| 第一項及び第二項の規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（法人税法第六十九条の二第二項に規定する分配時調整外国税相当額又は同法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

5| 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用にし必要な事項は、政令で定める。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除)

第十三条 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度（当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した課税事業年度（以下この条において「被合併法人課税事業年度」という。）を含む。）の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に

(分配時調整外国税相当額の控除)
第十二条の二 同上

3| 同上
4| 同上
5| 同上

2| 連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額の合計額が当該課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

5| 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（法人税法第六十九条の二第二項に規定する分配時調整外国税相当額、同法第八十一条の十五の二第二項に規定する分配時調整外国税相当額又は同法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項から第三項までの規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

6| 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用にし必要な事項は、政令で定める。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除)

第十三条 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度（当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人（当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）を合併法人とする単体間適格合併又は連結内適格合併に係る被合併法人の当該単体間適格合併の日前に開始

つき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。）は、当該各課税事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する課税事業年度に限る。）の所得地方法人税額から控除する。

（税額控除の順序）

第十四条 前三条の規定による所得地方法人税額からの控除については、まず第十二条の二の規定による控除をし、次に前条の規定による控除をした後において、第十二条の規定による控除をするものとする。

第十五条 削除

した課税事業年度又は当該連結内適格合併（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する課税事業年度（以下この項において「被合併法人課税事業年度」という。）を含む。）の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各課税事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき当該単体間適格合併又は連結内適格合併の日前にしたものである場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併の日）以後に終了する課税事業年度に限る。）の所得地方法人税額から控除する。

2 前項に規定する単体間適格合併とは、連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいい、同項に規定する連結内適格合併とは、連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。

（税額控除の順序）

第十四条 前三条の規定による所得地方法人税額からの控除については、まず第十二条の二の規定による控除をし、次に第十二条の規定による控除をした後において、前条の規定による控除をするものとする。

（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）

第十五条 連結親法人が地方法人税確定申告書を提出する場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人に各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられ、又は当該地方法人税の減少額として帰せられる金額は、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別所得金額（法人税法第

八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率(以下この項において「適用法人税率」という。)を乗じて計算した金額の百分の十・三に相当する金額と加算調整額(当該連結親法人又は連結子法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。)とを合計した金額から減算調整額(当該連結親法人又は連結子法人に係る第二号から第四号までに掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を控除した金額又は減算調整額から当該個別所得金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の十・三に相当する金額と加算調整額とを合計した金額を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別欠損金額(同法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の十・三に相当する金額と減算調整額とを合計した金額を控除した金額又は当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の十・三に相当する金額と減算調整額とを合計した金額から加算調整額を控除した金額とする。

一 第十一条に規定する合計額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額

二 第十二条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

三 第十二条の二第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

四 第二十三条第一項の規定により還付を受ける金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2 前項の連結親法人が法人税法第八十一条の十二第二項の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合(連結所得の金額がない課税事業年度にあつては、同項に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率)を前項に規定する適用法人税率として、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中間申告)

第十六条 法人税法第七十一条又は第四百四十四条の三の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該課税事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の課税事業年度)開始の日以後六月を経過した日(以下この条において「六月経過日」という。)から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税額(地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額(第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額)をいう。次項第一号及び第五項において同じ。)で六月経過日の前日までに確定したものを当該前課税事業年度の月数で除し、これに当該課税事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項第一号及び第三項において「中間期間」という。)の月数を乗じて計算した金額

(中間申告)

第十六条 法人税法第七十一条、第八十一条の十九又は第四百四十四条の三の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額(以下この条において「地方法人税額」という。)で当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを(次項及び第七項において「確定地方法人税額」という。)を当該前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額(次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額)

イ 当該前課税事業年度の期間が法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合又は同法第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度に該当する場合 当該最終の連結事業年度である当該前課税事業年度のその法人に係る連結地方法人税個別帰属支払額(各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の地方法人税の負担額としてその連結法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。以下この条において同じ。)で当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該課税事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該法人の当該前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

ロ 当該課税事業年度が最初連結親法人事業年度(その申告書を提出すべき連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)である場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 連結法人(当該連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した

日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。ロにおいて同じ。）の連結開始前課税事業年度（当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度をいう。ロにおいて同じ。）の地方法人税額（第六条第三号に定める基準法人税額に対するものを除く。以下この条において「単体地方法人税額」という。）で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで確定したものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

(2) 連結法人の連結開始前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで確定した連結開始前課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

二 同上

2 前項の場合において、同項の法人（連結親法人に限る。）の同項の課税事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第一項の規定により連結子法人（当該課税事業年度開始の時に当該法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき同法第四条の二の承認が取り消されたとき、若しくは同法第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき、又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき、若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、確定地方法人税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は確定地方法人税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一 当該連結子法人の当該課税事業年度の前課税事業年度終了の日の属する課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額で確定地方法人税額に係るもの

二 当該連結子法人（当該課税事業年度開始の日の前日から当該開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第二項第四号に掲げる事実（残余財産の確定に限る。）が生じたもの及び当該開始の日から当該経過した日までの期間内に連結内合併（連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併並びに連結子法人及び当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする合併で連結法人を設立するものをいう。以下この条において同じ。）により解散したものを除く。）の当該課税事業年度の前課税事業年度終了の日の属する課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額（各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の地方法人税の減少額としてその連結子法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）で確定地方法人税額に係るもの第一項の場合において、法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる期間内に同項の法人（連結親法人に限る。）による連結完全支配関係を有することとなり、かつ、その有することとなった日から当該法人の同項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結完全支配関係が継続していたときは、当該法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度 連結加入法人（当該他の内国法人で当該法人による連結完全支配関係を有することとなったものをいう。以下この項において同じ。）の連結加入法人確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号において同じ。）をその計算の基礎となつた当該連結加入法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日からその連結加入日（当該連結完全支配関係を有することとなつた日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ 連結加入日前に開始し、当該法人の当該課税事業年度開始の日の

2 | 前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 | 当該課税事業年度の前課税事業年度 当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の地方法人税額（第十二条第十一項において準用する同条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したもののうち最も新しい課税事業年度に係るもの（次号及び次項において「被合併法人確定地方法人税額」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該法人の当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に中間期間の月数を乗じた数

一年前の日以後に終了した連結加入法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該法人の当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを

ロ | 連結加入日前に開始し、当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した連結加入法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該連結加入法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該法人の当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

二 | 当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 連結加入法人の連結加入法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該連結加入法人の課税事業年度の月数で除し、これにその連結加入日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

4 | 第一項の場合において、同項の法人が適格合併（連結内合併及び法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人で次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき第一項の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前二項及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 | 当該課税事業年度の前課税事業年度 当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号、次項及び第六項第一号において同じ。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ | 当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを

を乗じて計算した金額

二 当該課税事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間 当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から六月経過日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3| 第一項の場合において、同項の法人が適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定地方法人税額をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額の合計額とする。

ロ 当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

二 当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

5| 第一項の場合において、同項の法人が適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額（連結親法人にあつては、当該合計額と同号ロに定める金額とを合計した金額）とする。

6| 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に連結親法人（同項の法人に限る。）若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の課税事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあつては当該連結子法人を合併法人とする適格合併（合併法人を設立するものを除く。））に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあつては連結内合併及び当該連結子法人を合併法人とする適格合併（連結内合併を除く。）に限る。）が行われたとき、又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの

規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該課税事業年度（最初連結親法人事業年度に限る。）開始の日の前日の属する課税事業年度 当該合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該連結子法人の当該開始の日の前日の属する課税事業年度の月数のうちに占める当該開始の日の前日の属する課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

二 当該課税事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日の前日の属する課税事業年度 当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号において同じ。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の当該課税事業年度の前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ 当該連結親法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各課税事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各課税事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ 当該連結親法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各課税事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各課税事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

三 当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連

- 4| 前三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 5| 第一項第一号に規定する前課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第四項の規定により当該前課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該地方法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

6| 法人税法第八十八条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき法人は、当該申告書に係る課

結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

- 7| 第一項の場合において、第一号に掲げる金額が第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を超えるときは、同項の法人（連結親法人に限る。）が提出すべき同項の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額にその超える部分の金額を加算した金額とする。

- 一| 第二項第一号に掲げる金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額
- 二| 確定地方法人税額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

- 三| 第二項第二号に掲げる金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額
- 四| 連結内合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人に係る前項第二号及び第三号に定める金額の合計額

- 8| 前各項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

- 9| 第一項第一号に規定する前課税事業年度又は同号ロ(1)に規定する連結開始前課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第五項の規定によりこれらの課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該地方法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

- 10| 同上

税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に
対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして
計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税
額（第六条第三号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二・三 省略

（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）

第十七条 前条第一項に規定する法人又は通算法人で、法人税法第七十二
条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告
書を提出するもの（還付請求法人を含む。第十八条において「仮決算中
間申告法人」という。）は、当該申告書に係る課税事業年度について、
前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方
法人税中間申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして
計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税
額（第六条第一号又は第二号に定める基準法人税額に係るものに限る
。）

二・三 省略

2 前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項又は第
百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法
人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定する期間について、同法第
八十条第五項において準用する同条第一項又は同法第四百四十四条の十三
第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による還付
の請求をするものをいう。

3 第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第
五項及び第九項中「第十九条第一項の規定による申告書」とあり、並び
に同条第十三項及び第十二条の二第四項中「地方法人税確定申告書」と

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして
計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税
額（第六条第四号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二・三 同上

11 第一項から第七項までの規定による第一項第一号に掲げる金額は、第
七条の規定にかかわらず、連結子法人の連結事業年度については、各連
結事業年度の期間を課税事業年度であるものとして計算するものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）

第十七条 前条第一項各号列記以外の部分に規定する法人で、法人税法第
七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第四百四十四条の四第一項
若しくは第二項の規定による申告書を提出するもの（還付請求法人を含
む。次条において「仮決算中間申告法人」という。）は、当該申告書に
係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次
に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない
。

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして
計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税
額（第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に係るもの
に限る。）

二・三 同上

2 前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項、第八
十一条の二十第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定
による申告書を提出する法人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定
する期間について、同法第八十条第五項において準用する同条第一項、
同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項又は同法第
百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項
の規定による還付の請求をするものをいう。

3 第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第
六項及び第十二条の二第五項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、
「地方法人税中間申告書」とする。